

石巻商工会議所会館建設協力金の 税法上の取り扱いについて

ご負担いただきます負担金の税法上の取り扱いは、次のとおりです。

東日本大震災により滅失又は損壊をしたためその利用の継続が困難である建物等の原状回復のために要する費用に充てるものとして、所得税法第 78 条第 2 項第 2 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 2 号に基づき財務大臣が指定した寄附金(平成 23 年 3 月 15 日付財務省告示第 84 号)で主務官庁(経済産業省)より確認を受けております。

法 人	個 人
法人が「指定寄附金」に該当するものに支出した場合には、支出額の全額が損金の額に算入されます。	<p>特定寄附金を支出した場合、次の算式で計算した金額が、所得の金額から控除されることとなります。</p> $\left(\begin{array}{l} \text{震災関連寄付} \\ \text{金以外の特定} \\ \text{寄附金の額の} \\ \text{合計額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{震災関連寄付} \\ \text{金の額の合計} \\ \text{額} \end{array} \right) - 2 \text{ 千円} = \text{寄附金控除額}$
<p>【仕訳例】 会館建設協力金 100 万円を支出した場合 雑費(会館建設協力金)1,000,000 円 / 現金(預金)1,000,000 円</p>	

寄附金控除、税額控除（個人の方）又は損金算入（法人）の適用を受けるための手続き

所 得 税	寄附金控除の適用を受ける場合には、確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載するとともに、寄附金等を支出したことが確認できる書類(例えば、募金団体が発行する領収書など)を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。
法 人 税	確定申告書の別表 14(2)「寄附金の損金算入に関する明細書」の「指定寄附金等に関する明細」に寄附金等に関する事項を記載し、寄附金等を支出したことが確認できる書類を保存する必要があります。